第五十九条第一項	売却代金の残余のうちから	
第七十九条第一項第一号	納付、充当、更正の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅したとき	
第七十九条第二項第一号	一部の納付、充当、更正の一部の取消	
第八十四条第一項	納付、充当、更正の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅したとき	
第九十条第三項後段	ときにおいても、また同様とする	
第百三十八条	が完納された	
第百五十一条第一項	が納税	
第百五十一条第一項第二号	及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上	
第百五十二条	第四十六条第四項	
第百五十九条第一項	納税義務があると認められる者が不正に国税を免れ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。）後において	売却代金のうちから租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税」という。）に先立つて
	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する所轄国税局長等が同条第三項の規定による保全共助実施決定（以下「保全共助実施決定」という。）をした場合には、徴収職員は、当該保全共助実施決定に係る共助対象外国租税の額を限度として、当該保全共助実施決定に係る同条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）	売却代金のうちから租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税」という。）に先立つて
	第四十六条第五項	一部の任意提供（租税条約等実施特例法第十一条第六項の提供による金銭又は証券の提供をいう。以下同じ。）
	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされたとき	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされたとき
	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する所轄国税局長等が同条第三項の規定による保全共助実施決定（以下「保全共助実施決定」という。）をした場合には、徴収職員は、当該保全共助実施決定に係る共助対象外国租税の額を限度として、当該保全共助実施決定に係る同条第一項に規定する共助対象者（以下「共助対象者」という。）	売却代金のうちから租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税」という。）に先立つて
	第四十六条第四項	一部の任意提供（租税条約等実施特例法第十一条第六項の提供による金銭又は証券の提供をいう。以下同じ。）
	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされたとき	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされたとき
	租税条約等実施特例法第二条第三号（定義）に規定する相手国等における納税	納付、充当、更正の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅したとき
	の全額の任意提供がされたときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない	納付、充当、更正の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅したとき
	第四十六条第五項	一部の納付、充当、更正の一部の取消
	の徴収上	及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上
	第四十六条第四項	が完納された
	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税」という。）に先立つて	売却代金のうちから租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税」という。）に先立つて

		保全共助実施決定
第百五十九条第四項	前項の通知	保全共助実施決定に係る共助対象外国租税の額
	納税義務があると認められる者	共助対象者
第百五十九条第七項、第八項及び第十項	通知に係る保全差押金額	徴収共助実施決定（共助対象外国租税につき租税条約等実施特例法第十一条第八項の規定による徴収の共助の中断の決定をした場合にあつては、同条第九項の規定による当該決定の取消し）
	納付すべき額の確定	租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助実施決定又は督促
第百七十一条第一項第二号	督促	

5　共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされている財産につき強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行としての競売をいう。以下この項において同じ。）がされた場合、国税の滞納処分（その例による処分を含む。以下この項において同じ。）による差押えがされている財産につき共助対象外国租税の交付要求及び強制執行等がされた場合又は仮差押えの執行がされている財産につき共助対象外国租税の滞納処分による差押えがされた場合若しくは国税の滞納処分による差押え及び共助対象外国租税の交付要求がされた場合において、国税徴収法第百二十九条（前項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項に規定する換価代金等を配当するときにおける同条並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号。以下この項及び第十四項において「調整法」という。）第六条（調整法第十一条第一項、第十一条の二、第十七条（調整法第十九条及び第二十条において準用する場合を含む。）、第二十条の八第一項（調整法第二十条の十において準用する場合を含む。）及び第十八条（調整法第十九条、第二十条の九第一項、第三十四条第一項（調整法第三十五条において準用する場合を含む。）及び第三十六条の十二第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、国税徴収法第百二十九条第一項中「その他の債権」とあるのは「その他の債権（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）